

聖なる者の光芒

伊勢の子良と子良館をめぐる

山本ひろ子

所員・表現学部教授

はじめに

「是の神風の伊勢国は、常世の浪の重浪帰する国なり。傍国の可憐し国なり。是の国に居らむと欲ふ」。初代巫女「倭姫命を御杖代に宮廷を出た天照大神（八咫鏡）は、鎮座地を求めて諸国を巡歴し、やがて伊勢国に辿り着く。『日本書紀』（垂仁天皇二十五年）が記し伝える伊勢神宮の濫觴である。歴史上、皇大神宮¹内宮が成立したのは雄略朝の頃と推定され、遅れて外宮（豊受大神宮）が成立し、両宮制となった。

国家の宗廟で天皇の祭祀の対象とされた神宮は私幣を禁じたため、一般民衆が参拝することはなかったが、中世以降には民衆レベルに広がっていく。それをなかだちしたのが、主に権禰宜層²からなる「御師」という下級神人による宗教・商業活動であった。御師は檀那（道者）に代って神前に祈り、願望を取り次ぎ、毎年檀那場を廻っては「御被」（大麻）と一緒に伊勢曆³などを土産として配り、米や銭の報酬を得た。一方お伊勢参りに来た道者は、かねてより師檀關係のある御師の館に泊まり、大大神楽に浴し、御師の案内で神宮を参拝し、靈跡・名所を見て回った。人々をこぞって神宮へと向わせた伊勢信仰は、神宮方ではなく、御師と信者の直接的な人間関

係を基盤に形成されたのである。

江戸時代には有力な檀那を中心に伊勢講が組織され、村ごとの代参による参宮が主流となり、伊勢信仰はさらに地方へと拡大していった。最盛時の伊勢講は、日本民衆の七割から八割を組織化したと言われる。すでに江戸初期には、伊勢参宮⁴は一生に一度は行なうべきものとされており、女や子供・奉公人など参宮の機会に恵まれない人々は、「抜け参り」をして志を遂げた。

松尾芭蕉が最初に神宮に詣でたのは貞享元年（一六八四）のこと。「襟に一囊をかけて、手に十八の珠を携ふ。僧ににて塵あり。俗ににて髪なし。我僧にあらざといえども、浮屠の属にたくへて、社前に入る事を許さず」（『野ざらし紀行』）。神宮では古くから僧尼の参拝をきびしく制限していたが、僧尼ならずとも医者や俳人など無髪の者は、同じ扱ひを受け芭蕉も僧尼配所で遥拝した。しかしよくしたもので、やがては付け鬘などを付ければ、黙認されるようになっていく。

元禄元年（一六八八）、ふたたび神宮を訪れた芭蕉は、神壇の内に梅の木が一本もないのをいぶかしんで、神宮に尋ねた「さあ、何ということはないのですが……。子良館⁵の後ろに一本ありますよ」との返事。そこで子良館に向いた芭蕉は、

二つの句を詠んでいる。「お子良子の一もとゆかし梅の花」、
「神垣やおもひもかけず涅槃像」(『笈の小文』「卯辰紀行」)。

梅を求めて芭蕉が赴いた子良館。そこには「お子良子」と呼ばれた童女がいた……。本稿の主人公は内宮・外宮の聖童女「子良」(愛称「大子良子」)で、舞台は子良が暮らしていた子良館である。子良も子良館も、とうの昔に姿を消しており、芭蕉を驚かせた「涅槃像」も今はない。

全国に足跡を残した御師たちのはなばなし活動と異なつて、子良とその営みは、神秘のヴェールに包まれている。御師の活動が神宮の「外」にあつて常に信者と向き合い、在地とつながっていたのに対し、子良たちは神宮の「内」にあつて神を対象としており、その奉仕の内実は、厳重なタブーによつて守秘されていた。それゆえ子良の実態が、これまであまり考察の対象とならなかつたのは、無理からぬことかもしれない。

一時数百人を誇つた御師(制度)も、明治に入つて廃絶されたが、子良たちは、それよりもずっと前に、歴史の転変の中で、変貌を余儀なくされていった。だからこそというべきだろうか。子良と子良館の歴史や内実は、「宗教」と「芸能」の結ばれを考える上で、きわめて魅力的な素材なのだ。本論は換言すれば、伊勢神宮信仰史の視えざる一面に光を当てる試みでもある。

一 神饌と聖童女 御饌供進の秘儀

物忌職＝子良・母良・物忌父

以下、主として外宮の子良(制度)を対象に稿を進めていくが、まず神宮の職掌制度について簡単にふれておこう。内宮

(皇大神宮)は荒木田氏が、外宮(豊受大神宮)は度会氏が、代々神官を務めた。古くは禰宜一人だったが、のちに十人制となり、筆頭の一の禰宜は「長官」と称し、神宮の御正印を司り、神宮の政務を執行した。なお二から十までの禰宜は「傍官」と呼ばれる。このほか大内人・小内人職があり、大内人は祝詞や神宮の公文を司つた。

やがて十人の禰宜の員数外ではあるが、禰宜の職掌を補つたり、代行したりする権禰宜が生まれた。権禰宜は中世に増大し、江戸時代には三百人を越える数になつてゆく。この権禰宜層が御師となつて伊勢信仰を全国に広め、喧伝していくわけだ。さてこつした神宮の神職のうちで、もっとも神に近く侍り仕えたのが物忌の童女で、禰宜の子女から選ばれ、初潮をみると解任された⁽⁵⁾。

「当宮には巫女なし。子良とて幼稚の乙女の、いまだ夫婦のわざも知らぬが、御膳をそなふる器用にてめしつかはるゝ斗り也。神慮にかなひぬれば、二、三十迄も月事なし。冥鑿に背きぬれば、十一、二よりさはる。されば則ち職を解す」(『伊勢大神宮参詣記』)。

平安初期に成立の『止由気宮儀式帳』によれば、「大物忌」・「御炊物忌」・「御鹽焼物忌」・「音裁物忌」・「根倉物忌」の五つがあり、それぞれに介添える物忌父がいた。このようにいくつもの職掌があつたため、中世には「物忌」を、「物忌の子等」から「子良」と呼ぶようになり、大物忌は「大子良子」(おおらこ)・御炊物忌は「大炊子」(おおひこ)・御鹽焼物忌は「御鹽焼子」(みさいこ)と通称されていく。

子良たちが齋居していたのが子良館である。平安期には齋館、物忌たちの宿館、忌火屋、物忌父・小内人の宿館など、五

院」の規模を誇ったが、近世には子良館(齋館)一つとなった。その子良館で子良の生活と神役を介助するのが、御母良と副の嬪で、『江家次第』には「館母二人」と見えている。子良館は女の館という様相を呈していたのである。なお子良館は齋戒を重んじていたので、服忌の者は入ることができなかった。⁶⁾

大物忌(大小良子)とその職掌

五つの物忌職の筆頭が「大物忌」で、『止由気宮儀式帳』は「着任後は、世俗の罪・穢を被い清め、火を別にし、神域内に齋館を立てて住み、家には帰らずに神に仕えよ」と規定している。一方、中世の伊勢神道書『倭姫命世記』は、大物忌の由来を次のように語る。

天照大神を奉斎し、鎮座地を求めて巡歴する倭姫命は、大和の宇太を出発するとき、「私が往く所で、未婚の童女に会いますように」と祈禱した。やがて篠幡で、「天見通命の子ヤサキトメの子・宇太の大宇祢奈」と名乗る童女が出迎える。倭姫命の命で一行に加わった大宇祢奈は、大物忌に任命され、天岩戸の鍵を賜わり、清浄無垢な心身で天照大神に仕えるようになった……。

事実、正殿など重要な殿舎の鍵を預かり、御戸を開くのも大物忌のだが、大物忌たる由縁は、神に御饌を供進する職務にあった(後述)。また御炊物忌は、その名の通り御饌を炊く役、御鹽焼物忌は御饌料の鹽を焼いた。次節で述べるが、御炊物忌と御鹽焼物忌が御饌を調備し、それを大物忌が神に献上したのである。なお大物忌父と御炊物忌父と御鹽焼物忌父は「三色の物忌父」と呼ばれ、御饌供進の介助のほかにも

重要な神事を担った。

しかし子良館の規模縮小と相俟って、御炊物忌と御鹽焼物忌の職は十六世紀初頭の文龜年間に退転し、「三色の物忌父」のみが残る。「父」とあるように、昔は物忌の実父が補任されたが、江戸時代には、主に権禰宜筋の一二人の家から三人ずつ、計九人撰ばれ、それぞれに副物忌父が一人付いた。物忌は童女や少女であったので、物忌父が介助し、御饌供進などの祭事を勤めたが、それらの作法は「口ずから伝えて露頭せず」(『齋館随筆』)というように、秘事口伝として相承されている。

こうして近世には、平安期には五つあった物忌職は大物忌(大子良子)だけとなり、三色の物忌父と副物忌父で神事に当たった。ちなみに外宮の場合、もっとも変化をこうむったのは御母良で、江戸期に長官の管轄となり、度会氏の男子が務めるようになった。⁹⁾ 御炊物忌・御鹽焼物忌の退転ともども、女性神役の後退ではある。けれども一方で、大物忌職が廃絶されなかつたのは、とって代ることのできない職掌とその聖性をかえって浮き彫りにする。

子良「大物忌(と物忌父)がどれほどに重職であったか、それは神宮の祭儀そのものが教えてくれる。神宮における年中の三大祭は、「三節祭」と呼ばれる九月の神嘗祭と二月・六月の月次祭で、特別な神饌「由貴の大御饌」が献ぜられた。

内宮の神嘗祭を例にとると、九月十六日の夜亥の刻(十時)に夕の大御饌、丑の刻(午前二時)に朝の大御饌が、正殿(の御神体)にはなく、正殿床下の心の御柱に奉献された。禰宜・物忌父・大内人らが御饌と大神酒を捧げて内院に参入し、大御饌を奉る。心の御柱が鎮まる床下に燈火を点して奉仕するのは、子良と物忌父のみ。献供を終えると物忌父が祝

詞を奏上した。『皇太神宮年中行事』六月十六日条。

なお二十年に一度の遷宮では、さまざまな儀礼が数年がかりで執行されるが、最極の秘儀は心の御柱奉建¹¹⁾で、そこでも子良と物忌父が特権的な役割を演じている。

外宮の成立と御饌の調進

それにしてもなぜ、神に御饌を調進する役職に大物忌がかくも重責であつたのか。それを教えてくれるのは外宮の儀礼である。思い返せば、そもそも外宮の成立自体が、御饌調進と密接に絡んでいた。延暦年間成立の『皇太神宮儀式帳』は次の様に、外宮の成立と御饌の由来を伝えている。

雄略天皇の御代に伊勢・五十鈴川のほとりに祀られた天照大神は、ある日天皇の夢に現われ、「丹波国にいる止由気^{とゆけ}神を、自分の御饌の神として呼んでほしい」と告げた。そこで天皇は、度会の山田の地に社殿を造つて、止由気神を丹波国から勧請し、御饌^{みけの}殿を造つて天照大神の「朝の大御饌・夕の大御饌」を調進することにした……（『等由気太神宮院の事』）。

つまり外宮は、天照大神に食事を差し上げるために建立された神社であり、豊受大神（止由気神）は御饌を司る神ということになる。その朝夕の御饌を調進するのが、「大小良子」（おこよしこ）、「大炊子」（おおいこ）、「御鹽焼き」（みさいこ）にほかならない。

ところで御饌を内宮に天照大神の宝前でなく、四千口も離れた外宮の御饌殿で献上するという形式はきわめて特殊で、他の神社には例をみない。当初、御饌は外宮で調進し、毎日内宮に運んでいたが、ある日、途中の谷で獣が食い荒らした

死体に遭遇した。それから二ヶ月後、天皇が急病になり、陰陽寮と神祇官で占つた結果、「不浄の御饌を供えたための祟り」と出たので、「御饌殿」を造立し、天照大神と豊受大神の座を設けて、御饌を供えるようになった、と伝えられている。

御饌殿の構造と「装束」

御饌^{みけの}殿は横板を井楼に組んだ校倉造りで、神宮の数多い殿舎のうち、現在もただひとつ古代の様式を留めている。古いばかりではなく謎めいた建物で、南と北の二箇所¹²⁾に扉があり、一見してどちらが正面か分からないようになっていた。井楼造りと二つの扉の「此ノ二条八、秘伝ノ事ニテ筆ニ八見ハシ難シ」（『毎事問』中）という。また神宮関係文書に、貂や鳥や入りこんで、御饌を食い荒らしたとの記事が散見されるが、それは古くは御饌殿に天井がなかったせいである。

建築様式のみならず、殿内の「装束」、つまり装飾法も嚴重に規定されていた。『延喜式』によれば、二所大神の御座を覆う「御幌」は長さ六尺二寸、御床の式布は五条、長さ五尺二寸、東西の天井の布は九条、長さ二条六尺。要するに御饌殿は、天井も壁も御座も白布で覆われた、異様な空間であつた。御幌用の絹と殿内と天井の壁代の布、御座の下敷の薦などは、毎年神嘗祭の九月十五日に大宮司の司庁に申請した。司庁の下達で神戸より到着した布類は倉に納めたあと、物忌父が受け取り、二十一日に御饌殿に支給されている。つまり御饌殿の御装束は、神宮大宮司の管轄であつたが、やがて調進が滞り、催促をしても沙汰がなかつたので、文明二年（一四七〇）から外宮長官の管轄となつた。

このように御饌殿は、建物それ自体が秘密を孕んだ聖所で

あつた。そのため月二回の御饌殿の清掃も、「殿内洗い清めの秘事」(『齋館隨筆』)として、大物忌(お子良子)と物忌父のみが行なっている。

三種の御饌

御饌殿の内部には、天照大神と相殿あいでのの神、豊受大神と相殿の神の御座が向かい合つて設けられていた。これらの神に捧げる朝夕あしたゆうぐの御膳は、御水と御飯と御鹽の三種で、重陽の節句には年魚菓子に菊花など、時折季節の物が添えられる。御饌を調備する殿舎が子良館の南の「忌火屋殿」で、御炊殿と御白殿に仕切られていた。

御水と御飯と御鹽。この上なくシンプルな食事だが、その製法は伝統のわざにとり精緻にして素朴、扱いは厳重を極めた。まず御水は、天の忍穂井の伝承をもつ御井社から汲み上げる。当番の御炊物忌父らは、自分の姿を井戸の水に映さないようにして三度汲み、倭歌を三度歌つて下向した。ちなみに御井社から御炊殿に到る道には、黒木の橋が設けられており、一般人の通行は禁じられていた。

御饌米は豊宮崎の御田。「御常供田」から収穫したもので、一日に二升、散供の米などと一緒に長官から御母良を介して子良館に下される。なおこれらの米は、子良館専用の升で量るしきたりである。その黒米(玄米)を忌火屋殿で天の忍穂井の水に浸し、硫黄や火打は禁制なので、檜と山枇杷の木を搾り合わせて火を起こし、密など禁制の五木以外を薪に用い、土石の竈に据えた土鍋(釜)で炊いた。

御鹽は二見の御鹽浜で汲んだ鹽水を浜の御鹽殿で焼き、それを土塙でさらに煮て固めるのが古来よりの製法で、堅鹽

(黒鹽とも)と呼ばれる。かつては御鹽焼物忌が鹽を焼き、毎日砕いたという。堅鹽は、毎月一日、十一日、二十一日の三日子良館に届けられた。

これら三種の御饌、御飯と御水と御鹽は、金物や漆器を一切用いず、特製の土器に盛る。一回ごとに替えるため、歴大な数にのぼる土器は、釜ともども有爾うにの郷の土器作り(宮物師)が作った(『有爾日記』)。大釜一口、小釜四口、小土器百口が一句分で、「日次の土器」と称し(『外宮子良館奠式』)、一日、十一日、二十一日に子良館に届けられた。御鹽と同様に十日毎なのは、子良館の神役が、旬日毎の交代制であつたからだ。なお土器作りの「長」たちは古代の土器物忌の伝統を継ぐ者で、二十四人から選ばれた一人は「秘密の禰宜」と呼ばれ、就任すると髪髭は剃らず、三節祭での「秘密の物」作製に従事した。

御饌の供進

では御饌の献供はどのように行なわれたのだろうか。鎌倉時代の通海筆『太神宮参詣記』は、「御膳を物忌の子良に戴かして、禰宜衣冠を着し前陣に候し、物忌父、後陣に候しめて供奉す」と記している。簡略ながら、子良が重要な役を勤めているのが伺えよう。

子良ともども供進の秘儀に携わつた大物忌父の手にかかると記録がある。貞享四年(一六八七)、外宮権禰宜にして大物忌父黒瀬益弘が編んだ『外宮子良館奠式』がそれで、献供作法の詳細を知ることができるが、紙幅の都合上、ポイントのみを抽出しておきたい。

奉仕者一同(子良・物忌父・担当の禰宜等)は御炊殿の前に

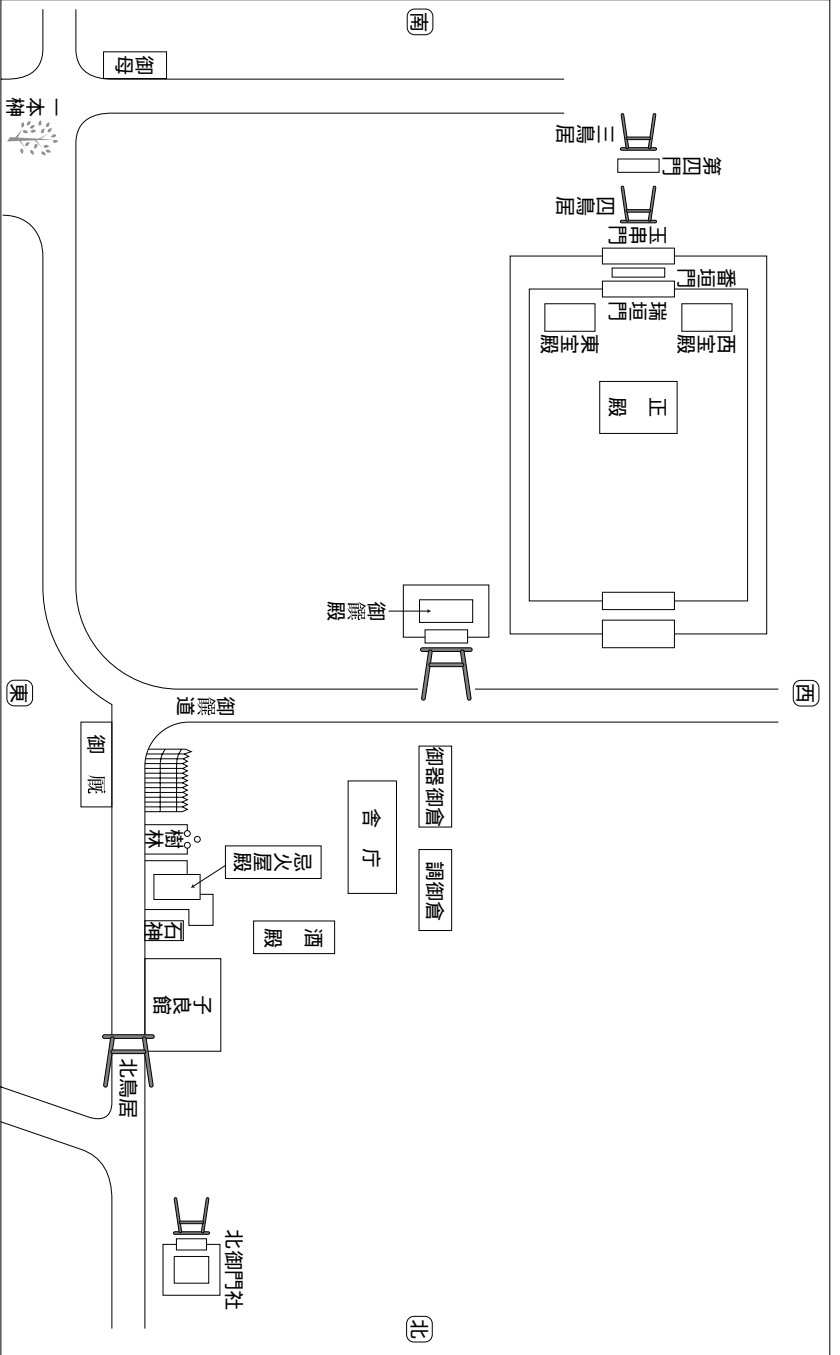


図 1 子良館・御籠殿・正殿の配置図

集合する。子良は袖そでめを着て木綿襪をかけ、左肩に御饌殿の鍵をさげ、右手に松明を持つたいでたちである。御炊殿から出した御饌を前に禰宜が祝詞いそぎを奏上したあと、「御鹽柱」の元に移動すると、御鹽物忌父が「御鹽湯」を木の葉に浸し、「御鹽御鹽」と声を荒げて八声唱え、一同に振り濯ぎ清める。御鹽物忌という職掌は、御鹽の管理だけではなく、清め祓も専門としていたらしい。

さて清めを済ませた一同は御饌殿に向かう。到着すると階を昇って、禰宜より先に殿内に入るのもちろん子良である。大物忌父は、階の下に立つて子良に神饌を伝供する。続いて全員が御饌殿の床に着座すると、子良と大物忌父が神饌を供えるのだが、『外宮子良館奠式』にはその作法が書かれていない。「之を奠するの式、玄儀有り。其の人に非ざれば、之を知るべからず。故に置き記さず」。御塩焼物忌父「度会延賢も次のように述べている。「子良と相共に両皇太神及び相殿の神へ御膳を供す。……甚秘の旨、演説しがたし」(『齋館隨筆』)。

御饌供進がいかに秘事であったかは、神人ならずとも知るどころだったらしい。「両宮の事、密して外へもらさぬ儀多し。御饌の事など子良物忌より外は知らず。正員の禰宜も御饌の祝詞いそぎをよむばかりなりとぞ。宇邇よりたてまつり物、土器の蓋をしてからげてたてまつる。長官已下一人も是を見る事あたはず」(『宮川日記』)。

献供が終って一同退下し、正殿での禰宜等の神拝が終る頃、子良は副の姫を率いて神饌を徹するため御饌殿に赴き、行桶(「御帰りの御器」)に納めて帰館する。その後副の姫が、御炊殿で「御食下り」を土器に盛り、檜の箸を添えた十の膳を用意すると、当番の内人が十人の禰宜の宿館ことに届けて回っ

た。「御食下り！」と声を上げて膳を差し出すと、禰宜は受け取っていただく。御水には御鹽を溶かして飲んだという。

「外宮にて、御膳のおろしを禰宜の齋館に持ち来るを、おまかりと云ふ」(『齋居通』)。お食下りを頂戴するのも、毎朝・毎夕欠かせない行事なわけで、神との共食といえもしよう。豊受大神の神態を「日々」身体性として感受するという体験は、子良館の差配と営みがあればこそ成り立つ。

思うにそれは子良館が、神宮の聖なる台所「忌火屋殿(御炊殿と御白殿)を抱えていたという現実に帰着しようか。米を炊ぎ、粉を挽くために、米、聖水、鹽、土器、薪など、選び抜かれ、丹精をこめた極上の品々が、神宮の内外から子良館に集まってくる。有爾村の土器や二見の焼鹽などの背後には、多くの職能民とわざの伝承が存在しているのだ。

一ヶ月に三度届けられる歴大な品々。子良館・忌火屋殿は、材料や物品を管理し保存する倉でもあり、人と物が行き交う小さな市、交易の場でもあった。神宮においておそらくただ一つ、「物」をなかだちに職能(民)が結集する場という役割を果たしていたにちがいない。もちろん子良や物忌父も、特権的な聖務でこそあれ、職掌人として彼らとその本質を共有している。

換言するなら子良館は、物において人において、神宮の「外」との交流を基盤としており、神宮の職制に属しながらも禰宜・大内人グループとは相対的に独立した、子良衆ならではの協同体を営んでいたのである。本稿は、やがて子良館や子良の変貌を考察することになるが、それを促した要因の一つは、上記のような子良館の性格にあったと思われる。

二 子良の宗教行為と聖性

「子良・長官年礼の式法」

以上みてきたように、朝夕の御饌調進 その核心というべき献供作法は、子良（と物忌父）が執行しており、禰宜ですら関与は許されていない。三節祭における由貴の大御饌供進や遷宮における心の御柱奉建など、総じて神宮の秘作法は、内宮外宮とも子良の専門であった。そんな子良と長官との関係を示す興味深い儀礼が、建久三年（一一五二）に編まれた『皇太神宮年中行事』に見える。内宮での正月行事で、のちに「子良・長官年礼の式法」と呼ばれた。

元旦、子良と御母良と副の嬭が長官宅へ挨拶に参上すると、長官は鏡餅を祝いに取らせ、酒を酌み交わす。次に今度は、長官が子良館へ赴き、鏡餅や紙を進物とし、酒を酌み交わす。長官と子良が、互いの宿館を歩き来して祝いあう年賀の行事といえる。

建久の年中行事は簡略なので、時代は下るが、寛保元年（一七四一）『内宮子良年中諸格雜事記』で補ってみよう。元旦に長官は、政所・家司・太刀持ちを引き連れ、宿館より子良館に向く。子良と長官が並んで座り、その前に田作りと富儀が据えられる。銚子が運ばれると、最初に子良が酒を飲み、その盃を長官へ差し出す。次に長官は飲んだ盃を母良へ、母良が飲んで長官へ返すと、長官がふたたび盃を飲み、政所・家司の順に回してゆく。この「盃事」のあと鏡餅などが進物に出され、長官より母良に樽代三百文が下される。

次いで子良・母良・副の嬭が長官の宿館に向き、こちらは長官と子良は向かい合って座る。鏡餅の進呈があるが、

「盃事」はない。

この「子良・長官年礼の式法」がいかに重んじられていたかは、『氏経神事記』で知ることができる。文明二年（一四七〇）正月、親族の不幸で服喪のため、元旦の神事参加を欠席した長官荒木田氏経は、子良館への参賀はどうすべきか迷うが、長官が老齢の場合、代りの禰宜を派遣する慣例があるとして、六の禰宜を行かせようとした。ところが故実を知る目代から、「服忌のときも、子良館の軒下まで行くのが決まりです」と提言があり、大物忌父に相談したところ、「その通りです」との答。そこで氏経は、子良館に参り、西の軒下に畳二畳を敷き、屏風を立てて祝った。翌日は、例年のように、子良と御母良と副の嬭が長官宅に向いている。ちなみに一四年後の文明十八年（一四八六）の元旦は雪が降り、老齢もあつてか氏経は、「予の代官六神主をまいらす」として不参であつた。

ところでこの「年礼の式法」で気になるのは、『皇太神宮年中行事』の場合、まず子良たちが長官宅へ、次いで長官が子良館に参向しているのだが、『氏経神事記』と『内宮子良年中諸格雜事記』では順番が逆になっている。長官がまず子良館に挨拶に来ているのである。長官と子良と、どちらがどちらに礼をとっているのかは歴然としていよう。

想像するに、子良衆の主張する「神事の格」によって年始廻りの順番が替えられたのではあるまいか。また『内宮子良年中諸格雜事記』によれば、「盃の次第」も享保年間に、「神事の格」にしたがつて子良・長官の順に改められたという。座次といい、盃の順序といい、子良は長官と同格、いや「神事の格」において長官よりも高位の扱いを受けているのは明

らかだ。童女と神宮最高の権力者が並んで座る……。童女の手から渡された盃をうやうやしく飲み干す長官。この光景にたった一人になろうともお子良子が、神宮の祭祀における唯一無比の女司祭であること、侵すべからざる靈的な資格の持ち主であることが示唆されていないだろうか。なおこの「年礼の式法」には、神事では必ず子良に付き添っている物忌父は参加しておらず、子良と御母良・副の姫の女集団であるのも面白い。

「おゆげを聞く」と夕暮れの神

さて「神事の格」において、長官を凌駕する子良だが、幼い童女や少女であれば、実際の儀礼作法は、物忌父が執行する場面が少なくなかった。しかし物忌父といえど代ることのできないのが、子良の聖性に根ざした宗教行為ではなかったか。おそらくそこにこそ、神宮の職制を超出する子良の存在理由があったはずだ。鎌倉時代の通海『太神宮参詣記』は、次のような伝聞を書き留めている。

ことさらに仏法を禁忌していた内宮長官荒木田延季の子息で、四の禰宜氏忠は次のような夢を見た。発心上人と連れの聖が馬に乗り、一の鳥居から二の鳥居に入ろうとしたので、「もともと僧尼の参拝は禁制されている上に、馬で入るとは何事か」と止めよとすると、子良が出て来て、「神のお許しがあった、制止してはならない」と告げた……。この夢のお告げにより、荒木田延季も信心を起し、仏法に帰依したといふ。

ありがちの靈験譚とはいえ、子良の託宣行為が行なわれ、かつ信奉されていたという現実がなくては成り立ちえない話

だ。残念ながら内宮の場合、その様態は不明なのだが、外宮の子良において知ることができる。

鎌倉時代の外宮禰宜「度会行忠筆『古老口実伝』は、「古人云く」として次の記文を引く。

「上ノ御池八、祭官ノ吉凶ヲ表ス。中ノ御池八、宮司ノ吉凶ヲ表ス。下ノ御池八、禰宜ノ吉凶ヲ表ス云々。御饌道八、物忌ノ吉凶、御井ノ参道・土橋ノ怪異八、大物忌ノ吉凶ナリ」。池の周囲に現われた変相は、祭官・宮司・禰宜それぞれの吉凶を示す、との意味だろう。一方、物忌と大物忌の吉凶は「御饌道」、「御井の参道」という「道」にまつわる吉凶であることが見逃せない。なぜなら二つの道は、御饌供進と御井の水汲みにおいて、物忌衆が管轄していた特別な道であったのだから。

さていつからかは定かではないが、「古人」の話と照応するかのように、御饌殿と子良館を結ぶ御饌道で、子良による占いが行なわれていた。思うにそれは、御饌供進にまつわる強いタブーなくしては生まれなかったにちがいない。

朝夕の御饌は寅と申の刻二回で、その間は、神官なりとも社殿で神拝してはならないという掟があった。「朝夕ノ御饌供進ノ最中、神拝セズ。思慮アルベキコトナリ」（『古老口実伝』）。禰宜たちは心中に祈念し、参宮人は足を留め、声・音を発せず、参道脇の「御厩」の陰に身を隠さねばならなかった。外宮の神域は、御饌殿を聖ポイントに張りつめた静謐が支配し、ものみなりをひそめて、神々が食事をされる厳粛な時間を共有したのだ。

ちなみに幕末の勤王の土にして歌人橋曙覽が、念願だった参宮を果たしたのは、文久元年（一八六一）九月のこと。山田

の御師黒瀬大夫の家に一泊し、十四日に雨の外宮に詣でた。曙覽は、感極まつて一首詠んだ。「一日だに食はであられぬ御食たまふ御めぐみ思へば身の毛いよだつ」(『さかきのかをり』)。

この時間帯を慎んだのは、神域内の参拜人や神人ばかりではない。「一日だに食はであられぬ」聖餐ゆえに、神都に住む者は、寅と申の二時を避けて食事をしたという。供進が終り、子良・禰宜等一同が退下すると、副の物忌父が御炊殿の壁の木版を木槌で打ち鳴らす。これを「御鍵納め」といい、その音で人々は、御饌の供進が終つたことを知つた。

かくも嚴重な御饌の供進にもなつて、子良の占いが行なわれた。ではそれはどのような作法だつたのか。「子良の女の夕御饌畢りて、御饌殿より子良館迄の歸路の間にて、何にても云ふ事を聞きて吉凶を占ふを、御夕食を聞くと云ふ。俗に訛りておいげと云ふ」(『田爐間談』)。夕の御饌の供進を終えて子良館に歸る途次、子良が口走るのを人々が聞き、吉凶を判じる占いで、「御夕饌を聞く」(俗にオイゲを聞く)と呼ばれた。いわゆる橋占・辻占の一種である。

定まつた占事ではないためか、神宮記録類で「おゆげを聞く」の記事は、管見の限りでは、『外宮近年之年中行事・同引付』のみである。天正・慶長年間の外宮行事を記した書で、長官周辺の者の筆録らしい。その中に次の記文がある。

「御ゆげ聞く時(祝)二度となへ申し候てたもつ。御ゆげきくつげ(御)のく(小)し(小)のつらまさしかれ夕暮れの神」。

「おゆげを聞く」時に、神人たちは特定の「呪」を唱え、身を引き締めるならわしで、右の和歌を詠じて肅々と享けたまわつたにちがいない。この占がなまなかなものではなかつた消息が偲ばれる。

一方、近世の外宮に関する隨筆類に、「おゆげを聞く」記事が散見される。子良の「おゆげ」は、神宮の神職のみならず、山田の人々にとつて馴染み深いものだつたふしがある。物陰に身を潜めながら、帰りゆく子良の姿を捉え、「夕暮れの神」の呟きに耳をそばだてる……。そんな光景が浮かんではいらうか。それは聖童女が「神の声」をなかだちに人々に通う、短いが希有な時間でもあつたはずだ。

「狐狼」の像容 辰狐法をめぐつて

ところで神宮関係の中世資料をみていくと、子良を「狐娘」、「狐狼」、「猴等」と表記したものがあつたのに気付く。聖童女「大物忌の子良に「狐」「狼」の文字を使うとは、はなはだ不穩当ではあるまいか。ただの当て字か、それとも何か理由があるのだろうか。

もう一つ気になる点は、子良と物忌父しか預かり知れぬとはいへ、朝夕の献饌作法が、徹底した秘密主義でガードされていたことである。神事にはおおむね秘密性がつきまとうものだが、朝廷の尋問に対しても、注進を拒否したというのは只事ではない。「官旨をだに違背して注進せず、邪秘せしは何事ぞや。依りて熟考するに、さばかり秘密にせしは、中世、両部神道に淫したる所作を行ないたればなるべし」(『御饌殿事類鈔』)。

「邪秘」したのは、「両部神道に淫したる所作」のゆえ、との尋常ならざる内容だが、実はこれは『御饌殿事類鈔』の著者の思い込みではなかつた。事実、中世の御饌殿では、御饌供進の際に特異な行法が伝習されていたのである。それも可憐な子良によつて。

神道界や修験道の一角に伝わった「伊勢子良の口決^{くぐけ}」という切紙には、「子良は朝夕の御饌を供えるとき、天照大神の秘法を修行する」と書かれている。「天照大神の秘法」が「両部神道に淫したる所作」に当たるとはわけて、では「天照大神の秘法」の「修行」とはどのような行法で、そこにはどのような宗教義が孕まれていたのか……。

子良を主人公とした中世的な宗教実践というべきこの問題については、すでに詳しく論じているので、本稿に必要な限りで、以下要点のみを抽出しておく。

周知のように中世は、「本地垂迹」を旗印とする神仏習合の時代であった。特に密教と神道の交渉は、神学上の教理・解釈に留まらず、新たな儀礼を成立させ、それに伴うさまざまな秘決や所伝を育んでいった。その代表格が、密教の行儀にならった神祇灌頂（神道灌頂）と呼ばれるものである。修法者が儀礼を通じて、神（主に天照大神）と一体化するイニシエーションで、念誦・秘口決・印明（ムドラとマントラ）・印信・血脈などを切紙として伝授・相承した。こうした神祇灌頂は、真言密教の東寺方・天台密教の叡山方の各法流で生成・流伝していくが、今とりあげるべきは、「即位法」（即位灌頂）と呼ばれる灌頂である。「即位」とはもちろん天皇の即位で、それゆえ本尊は、天皇家の祖神とされた天照大神なのだが、面白いことに「即位法」は、天皇の特法（皇位継承儀礼）としてだけではなく、神道界では「私的」なイニシエーションとしてしばしば実修された。

さてその即位法の中に、ダキ二天の印明の授受を儀礼の要とするものがある。強大なパワーをもつダキ二天は日本において狐霊と習合を遂げており、その狐霊はしばしば「辰狐」

と表記されている。そのためこの即位灌頂を「辰狐法」と呼ぶこともあった。

こつみてくると、「狐娘」、「孤狼」の類想がたぐり寄せられてこようか。中世の外宮に相伝されていた「天照大神の秘法」としての「辰狐法」。修法の場は御饌殿、演じるのは子良で、子良から子良へ相伝されたらしい。中世伊勢神宮の秘事・口伝を記した「鼻帰書」は、「今ノ御即位ノ辰狐ノ法……毎日御饌ノ次ニ、子良修スルノ法ナリ」として、その作法を次のように書き留めている。右手で左の肩を、左の手で右の肩を覆ったあと、両手を下で合掌させ、内へ返す……。密教の「印」に代る素朴なアクションで、子良があどけない身振りで演じたのだ。

子良の辰狐法をめぐっては、辰狐（ダキ二天）はもちろん、御饌殿や御饌供進との関わりが問われてこようし、また中世国家というパースペクティヴにおいては、異類と王権の交渉という刺激的なテーマが立ちあがってくるが、すでに論じているのでここでは立ち入らない。子良が辰狐・ダキ二天に同体化し、「辰狐法を修したと、それゆえ「子良」が「狐娘」、「孤狼」の表記を引き寄せ、「子良の大事」が「狐狼の大事」として相伝されたという消息を看取してもらえればよい。

このように中世の子良は異類の匂いを漂わせ、幼き修法者という思いがけない役割を隠しもっていたのである。

三 戦乱期の子良館と私営化への道

山田三方と宇治山田合戦

中世から近世に移行する戦国期、宇治・山田に新しい自治組織が台頭してくる。内宮の門前町宇治は「宇治合会」、外宮

の門前町山田は、「山田三方」と言い、会合所を拠点に政治・経済の面を掌握していく。その中心は、「神役人」と呼ばれる新興勢力の御師で、彼らは、禰宜を中心とした正規の神職集団である「神人」と対立する関係にあった。

宇治に比べて飛躍的に発達を遂げたのは山田で、多くの座や市、また金融機関の「土倉」もあり、「羽書」と呼ばれる兌換私幣も発行していた。そもそも山田は神境の入り口に当たっており、内宮を参拝するには外宮を通るという地理的優位性から、参拝人からの金と品々の多くは山田に落ちたので、山田の町は、宇治を上回る経済基盤を築くことができた。

そうした事情により宇治と山田は、鎌倉時代以来何かにつけて敵対していたが、それが先鋭化するのは、十五世紀末の長享から延徳年間である。子良館から見た「宇治山田合戦」の内実と経過は、内宮方は『内宮子良館記』、外宮方は『外宮子良館旧記』のドキュメントにくわしい。

文明十八年（一四八六）、山田側が宇治への道筋の岡本に番屋を設け、諸国からの参詣人を内宮に行かせないようにしたのが発端となって、宇治と山田の対立が一挙に激化、十二月二十日、宇治方は国司北畠氏を頼んで山田を攻めた。山田の市中は火の海となり、「神役人」の中心人物榎倉武則が外宮の瑞垣内で火を放って自刃、外宮のすべての社殿が焼失した。死穢をきびしく忌んだ神宮にとつて、前代未聞の事態であり、「二二日より、觸穢百日・朝夕の御饌をとめて奉る」、『宇治山田合戦記』という結果となった。

さらに悪いことには、御炊殿に逃げ込んだ人物を「宇治衆」と間違えて討つたため、ここにも死穢が生じた。新しく忌火屋殿（岩殿）を建てて御饌調進を開始したのは、およそ半年

後の文明十九年五月五日のことである。

「釜占」と「一味神水」

憤りのおさまらぬ山田方は、延徳元年（一四八九）十二月、宇治に発向し、今度は宇治方が大敗を喫した。手負いの者や子良館の衆などは、あろうことか、悉く瑞籬を破りて御殿へ逃げいる。有様であった。結局、禰宜衆以下神人の多くは宮中を逃げ出すのだが、残っていた者は、年寄や童児も含めて殺される悲惨な結果となった。翌年七月に内宮の太子良が他界した。急死らしく、『内宮子良館記』は、「一乱二、万不淨二ヨリテ歎」と書き留めている。

一方外宮も、延徳元年八月に正殿の古殿と仮殿が「天火」によって焼失しており、不穏な状態にあった。より大きな災厄が外宮を襲うのは、翌二年（一四九〇）の九月なのだが、それに先立つ数ヶ月前、次のような出来事が起きている（『外宮子良館旧記』）。

「五月四日。端午之粽を御釜にてむし申し候時、御釜御吼へ候。是も凶也。六月六日に御釜御吼へ候。明るる御饌の時も、同八日の夕御饌の時も、同九日夕御饌の時も、同じく十日にも御吼へ候。是ことごとく凶也」。

端午の節句の粽を蒸したとき、また御饌の御米を炊いているとき、御釜が「吼えた」という。それは凶徴で、「釜占」が的中したかのごとく、九月十四日に「天火やらん、又付け火やらん」（『外宮子良館旧記』）正殿に火災が起つた。御神体を納める「御舟代」の蓋が開いており、「不審にて候」とあるから、宇治方の付け火であろうか。急遽、御神体を調御倉へ、御舟代と御樋代は酒殿へ移し、十六日に仮殿遷宮を施行して

いる。

神宮では、社殿だけではなく倉や酒殿も「神の居所」として畏怖されたが、御炊殿や竈に神が祀られていたとの明確な記事はない。しかし中世の『御鎮座本紀』は、御饌の濫觴を「氷沼道主が竈の神・火の神・水の神・薪の神を率いて御飯を炊いて供進した」と伝えているし、十二月晦日夜の「御倉の神の祝詞」に「酒殿・調御倉・御竈屋にまします宇賀の御魂の神等の広前に、かしこみかしこみ申さく……」とあるなど、御炊殿が神の在所と信じられていたのは間違いない。また朝夕の御饌供進の際、御鹽柱での清めの前に、御炊殿から出した御饌を机に据えて禰宜が祝詞を奏上したが、その文言に、「夕の御饌奉仕して、参勤のかたちを恵み給へ……」と見える。「御饌の毎度、必ず御炊殿の御竈屋に向ひて、其の祭神に参入・帰去を報道するならんかし」(『御饌殿事類鈔』)とみなしてよいだろう。

ところで竈や釜(土鍋)にはいくつものタブーがあり、その扱いは慎重さを要した。忌火屋殿の釜が壊れた場合は、十六人の小内人に新しく塗り固めてもらうのだが、「破」れた場合は米一升五合を、「大破」の場合は、一斗二升を労賃として御母良が出した(『外宮御母良年中行事』)。また古老によれば、竈を新しく塗ると、時の長官に必ず不吉な事が生じるといつ(同右)。大釜の「破壊」を「神宮、俗二満波留ト曰フ」(『外宮子良館祭奠式』)との釜にまつわる忌詞ともども、釜・竈の呪性が浮かび上がってくる。

「宇治山田合戦」時にしきりに行なわれた釜占には、非常事態なればこそ、神意を伺わねばならぬという切実で強い希求がみてとれる。しかし凶であれ吉であれ、神託がリアリティ

を發揮しうるのは、日頃の竈神信仰や釜にまつわるタブーが生きていればこそであろう。忌火屋殿は、御饌を調理するだけの殿舎ではなく、吉凶を判じる占いの場という顔も合わせ持っていたのである。一方、内宮の忌火屋殿では、正月行事として水量柱神事ののあとに、竈の灰を用いた「火占」が行なわれている。こちらも外宮と同じく物忌衆の管轄であった。ふたたび『外宮子良館旧記』の記事を追うことにしよう。

宇治山田合戦の火種の消えぬ延徳四年(一四九二)五月二十八日、御饌殿へ盗人が入った。「御飾りの絹悉く取られ申し候わきたて十二幅と御座の御飾りばかり残り申す」。とりあえず二十九日朝の御饌は供えることにし、当番の禰宜と長官に事件を注進した。そして御饌殿の中を清めると、子良館にあった清潔な布をあり合わせの御飾りとし、夕の御饌を供進している。

詳述した通り御饌殿は、天照大神と豊受大神に朝と夕の二度食事を差し上げる外宮最重要ともいえる殿舎で、御飾りも嚴重を極めていた。侵入者によって聖所は侵され、しかもお飾りまでが盗まれるとは、この上なく忌々しき事態にちがいない。そのために、次のような呪的措置がとられた。

「同六月五日より、宮人に潔斎を御させ候て、一五をさかひ、年寄りいくつをかぎらず、一の鳥居に而両宮御被を、熊野の牛王にせい文を御させ候て、御吞せ候」。

十五歳以上の宮人は全員集められ、被のあと熊野牛王ごあひに誓文を書き、それを灰にして焼き、水に入れて飲んだのである。いわゆる「一味神水」で、その誓文には、「豊受大神宮、とりわけ御饌殿にふりかかる災いをとりのぞき……」といった内容がしたためられていたろう。

しかし起請文の祈りも空しく、十日後には、あろうことが正殿に、七月には高宮と風宮の仮殿に賊が侵入した。この賊はまもなく捕まったが、宇治方の者が口を割らず、斬首された。ちなみにこの時期、正遷宮は百数十年にわたって中断している。外宮の正遷宮が復活したのは、正親町天皇の永祿六年（一五六三）九月のことであった。

列座の被と子良館の私営化

宇治山田合戦で灰燼に帰した外宮の子良館は、永正三年（一五〇六）に十穀聖らの勧進で再建された。また天正年間に、浅野長政の寄進によつて修築が進んでいる。なお子良館が規模を大にしたのは慶長四年（一五九九）で、「大子良館」という額が掲げられた。額の裏には、御師椿叟大夫正勝の働きかけによる寄進者の名前が書かれている。神宮方ではなく、勧進聖や大名、御師などをパトロンとした造営事業は、子良館が私営化していくプロセスと軌を一にしていた。

慶長八年（一六〇三）、公儀から修復が必要な殿舎のリストを提出するよう神宮に下命があった。他の殿舎は言上したが、子良館は再建されていたため、注進の目録に入れなかったのがわざわざいした。以後、子良館を官営にしてほしい由をしばしば江戸へ嘆願したが、裁許は下りず、この館だけが神領なきまま、物忌父等による私営を余儀なくされた。鎌倉時代の『古老口実伝』「一禰宜勤役の事」の条に「子良館の荘殿」「子良の衣装」「同帷布」とあるように、かつては長官の差配であったが、すでに神宮は子良館の維持・運営に携わってはいない。かくして町方の力を頼んだ子良館の私営化は、いっそう進んでいくことになる。

宇治山田合戦が象徴するように、山田の自治組織「山田三方は、文明年間から延徳年間にかけての十五世紀末に制度的に確立していたが、さらに成熟を遂げていくのは寛文年間である。

きつかけといふべき事件が寛文十年（一六七〇）十一月の大火で、町の半数以上が焼失、復旧は困難を極めたため、山田三方は二十五カ条の法度を制定し、町々に触れ廻した。さらに翌十一年には外宮の「宮中」に火消し番を置くことを決め、翌年の延宝元年（一六七三）には、「宮中火消請受取所之事」を作成、宮中火消し番の部署を定めている。

つまり山田に火災が発生した場合には、人足たちは、神域内の持ち場に駆けつけ、「面々ノ請取ノ御殿へ登り、階梯ヲ掛ケ水ヲ汲ミ、油断無ク相守ルベシ」というのだ。なお子良館の担当は、「長屋村の人足三十人」であった。また正殿に次ぐ位の四別宮のうち、火消しが配置されているのは、町中に鎮座の「月読宮」だけである。それをみても、子良館が町方にとつて大事な殿舎であったことが分かる。

火消し番だけではない。承応二年（一六五三）には、「宮中目付」を置き、山田の御師が輪番に勤める定めとなった。防火・防災という名目で、山田三方は、宮中の監視・管理にも手を伸ばしていたのだ。その背景には、先にふれた「神人」と「神役人」の対立関係がある。ちなみに寛文十年代、山田には、三百九十軒を越える御師宅があった。

こうして山田三方が自治勢力を発展・拡大させていくさなか、「私営」を余儀なくされた子良館は、どのような状況だったろうか。先に見たように、物忌父は禄を失い、神宮の管轄から切り離された子良館の維持は困難を極めた。そのため子

良館は、それまでになかった新しい業務に手を染め、運営の基盤とするようになる。それが、毎月十一日に行なわれる「天下の祈禱」の「列座の被」であった。⁸⁰⁾

「当館ニ於テ天下ノ御祈禱ノ列被、物忌父等之ヲ勤ム」(『外宮子良館祭奠式』)。「三色ノ物忌父等大麻ヲ戴ク。子良之ヲ振ル」(同右)。参拝人から祈禱の希望者を受け付け、物忌父が修被をした大麻を子良が振ったわけだ。そのあと子良館で直会をした。

享保十一年(一七二六)成立の『齋館随筆』によつて、「列座の被」を始修するに至つた事情を知ることができる。『齋館随筆』は、権禰宜にして御塩焼物忌父⁸¹⁾度会延賢が、御饌の当番として齋館(子良館)に参籠の間に「我が物忌職の知らで叶はざる事」を「神記・古典」から「抜粹」し、評語をまじえた書で、神宮の衰退を嘆く言葉で書き起されている。

中世まであつた神領も、神戸・御厨^{みくじや}なども失い、齋王も御醍醐天皇の内親王から断絶し、正殿の御垣、神事の殿舎も絶え果て、……神官の数も亡び失せて其の役の人もなく、其の職の人もなし」。そして自分たち物忌父職と子良館に言い及ぶ。

「齋館も又昔は其の数多かりしも、今は一字に成りて子良館と称し、職役に対する衣糧もなければ、今物忌父等毎月十一日皆集まりて列座の襖を修し、天下泰平五穀豊穰の祈禱をして、其の大麻を参詣の責賤に戴かせ、除災求福の詔刀を誦して、其の最花を受け、神事供奉の料とす」(『齋館随筆』)。

「職役に対する衣糧もなければ」参拝人から祈禱の希望者を受け付け、修被をした大麻を参詣人に戴かせ、その初穂料を「神事供奉の料」として館の経営を賄っていたといふ。

「中古の乱世に神領を奪はれ、困窮の余り、神職の徒、私に発せる流例なり」(『宮川夜話草』)。「神人も困窮して齋居する営みも無かりし時に、大麻に鈴を著けて振り鳴らし、参詣の人に其の礼謝の価を需めたり」(『毎事問』上)。

こつ評されるように、列座の被は「私に発せる流例」の私祈禱であり、子良館は祈禱所といった様相を呈していたのである。昔日のありようからすれば、子良館の世俗化にほかならないが、人々の神宮への信仰心や願いをじかに掬いあげるといふ点では、参宮の現実に見合つたやり方といえるだろう。なお子良館が出した「大麻」は、五千度箱被や剣先被^{けんさきまき}、守被などで、これまた御師が配つた御被を彷彿とさせる。ただしその初穂料は、莫大な利益を得ていた多くの御師のそれとは比べ物にならないであろう。

「列座の被」の実修という自衛手段・自主運営の一方、子良館への救援の手は、幕府が監視に置いた山田奉行からも差し伸べられる。元禄年間(一六八八―一七〇四)に、木の鍬を持ち大勢が踊り歩く伊勢の「御鍬踊り」が流行した。江州あたりから村送りに鍬を送り、集まつた賣銭も添えて次の村に送つたのである。貞享二年(一六八五)尾張に入つたとき、郡の奉行が怪しんで山田奉行(桑山丹後守)へ問い合はせたところ、「神宮は関知していない」との答だつたので、御鍬踊りを停止させ、集まつた初穂料を山田奉行へ納めた。桑山氏は、その初穂料を両宮に二分し、内宮は文殿の、外宮は子良館の修理に宛てるよう、時の長官⁸²⁾度会恒和に渡している(『毎事問』中)。

神楽殿としての子良館

さて子良館にとって決定的な出来事が起つたのは、寛政七年（一七九五）のこと。老朽化した子良館が倒壊しかかつたため、物忌父等は修造を山田三方に嘆願した。町方は寄付を集めて修理に着手、翌年に新・子良館が落成する。なお寄付金の残りは三方が預かり、永代の修理金に宛てることとした。ところで子良館運営の逼迫は深刻で、たった一人の子良職の維持すらかなわず、欠職となる事態をも生じていた。そこで寛政九年に山田三方は、子良館修復金の中から子良の賄い分を供出することに決めたので、子良の補任が復活した。

「此の館」注・子良館は宮中のことなれば、何事も禰宜あづかりしるべかりつるを、さはなくして、三方より残らず取りはからひつる（『神境秘事談』上）。

山田三方による子良（館）の管理、換言すれば町方への子良館の帰属は、古代以来の子良館の歴史における大きな転機と言つてよい。御師と異なつて、神宮の公的な職制である物忌制度は内側において崩れ、実質的に「私」の経営となつたわけだ。

ここで、外宮子良館で行なわれた「列座の被」に戻ることにしてしよう。その際に子良は、鈴の付いた大麻を振つたといつていわゆる神社巫女のような姿が思い浮かぶが、神宮にあつては当たり前なことではなかつた。伝統や格式から逸脱した新しい子良の顔であり、役割とみなすべきなのだ。そもそも神宮は、「音曲・管弦・樂舞、之ヲ禁ズ」（『古老口実伝』）として歌舞音曲を禁止しており、多くの神社のような神楽殿もなく、八乙女や神楽男なども擁していなかつた。神楽はもっぱら御師の館で、神楽師が参拝の道者のために「私」に実修したの

である。⁹²

しかし子良のふるまひは、「神楽」まがいの所作であり、やがて子良館は「御神楽所」という額を堂々と掲げるようになる。裏に「慶長九甲辰六月吉日 外宮御神楽殿」と書かれていたこの額は、ほどなく神宮方によつて撤去されてしまふのだが、もとよりもなき事なれど、この殿堂を神楽殿などとなへ、すきはひのため祈禱を申して、世をわたりぬることになりぬれ（『神境秘事談』上）。

とはいえず子良館が神楽殿を標榜し、子良が神楽をあげるようになったのは、「困窮の余り」（『宮川夜話草』）、「すきはひのため」（『神境秘事談』）ばかりとは考えにくい。そもそも子良と子良館は、中世後期頃から、芸能と密接な関係をもつていたのである。

四 子良館と芸能者たち

内宮での翁猿楽

子良（館）と芸能の結びつきを示す好個の事例は、伊勢猿楽である。神宮における猿楽の奉納は、宇治山田合戦より数十年前の、文明年間に遡る。

伊勢猿楽には、和谷・勝田・青亭の三座⁹³があり、毎年正月神宮に参向し、内宮は明王院⁹⁴で、外宮は北御門橋前⁹⁵のちには御館橋前⁹⁶で翁や舞を奉納した。「凡ソ猿楽、陰陽師、商賈・錢剃ノ人等八、敢テ入ルコトヲ得ザレ」（寛文八年 一六六八『齋館式』）と決められていたからである。

内宮禰宜「荒木田氏経筆『氏経神事記』」によれば、文明十八年（一四八八）の正月に内宮明王院で猿楽が奉納されている。これが記録上の初見とされるが、永享七年（一四三五）

六月十八日、荒祭宮の祭礼の日に、「法楽ノ為ノ猿楽」を禰宜中が見物したとあるから、この頃盛んに行なわれるようになったらしい。

『氏経神事日記』は興行の事跡を記すだけなので、時代は下るが、内宮は寛保元年（一七四一）成立の『内宮子良館年中諸格雜事記』（以下『内宮子良館雜事記』と略称）、外宮は享保十五年（一七二六）成立の『豊受皇太神宮年中行事今式』（以下、『外宮年中行事今式』と略称）によつて演能のあらましをみておくことにしよう。

正月四日、和谷大夫一行は、宇治の御師の館（近江館）に到着、翁面を飾ると、鏡餅一重と切餅百個が供えられる。和谷座を迎えた宇治会合の役所へ使いを出し、「吉例として、舞台を張つてください」と申し入れる。一方、和谷大夫方から烏帽子に青袴姿で七度半の使いが子良館に向く。迎える子良館では、御母良が耳餅七つを用意し、館の一角の敷居に据えておく。七度半目で使いは、この餅を貰い受けて帰参する。

演能の刻限が迫ると子良・母良・副の嬭・物忌父の一臈、及び出納役の内人は、神を先頭に、明王院の庭に赴く。舞台の正面に神を二本立て、注連が張られ、また子良の座が用意される。万端調つと和谷大夫は「方堅」の翁を奉納した。なおこの日、和谷大夫は長官宅に挨拶に行き、玄關の白州に筵を一枚敷いて、長官方の下男と盃を交わす。このとき長官方から、切餅や酒などが給付された。

翌五日は勝田座の能で、勝田大夫も同じく子良館へ七度半の使いを出して明王院で翁猿楽を演じ、終ると御師宅（鯛屋）へ泊まった。この正月猿楽に際し、和谷は近江館へ「造作料」として、「翁務めの料米」一石を、勝田は鯛屋へ一石三斗を、

地元より送っている。御師を対象とした翁猿楽用の料田が設けられていたわけだ。

さて上記した四日・五日の猿楽は、神宮への「法楽能」だが、このほかに町で催す「翁ノ進メ」、すなわち勸進猿楽があった。宇治会合は使いの少年を出して、町々家々を触れ廻り、一、二銭の喜捨を集めると、それを御師宅（山神館）に納め、勸進能や繰り狂言などを興行した。

「勸進能、亦繰り狂言等之神法楽相務める節も、子良殿へ大夫ヨリ七度半ノ使立ツ。正面ニ神ト注連ヲ飾ル。子良・物忌中座、左脇長官・神主中、右脇年寄中」。勸進猿楽の場合も、子良館へ七度半の使いが出されている。また見物席の中央が子良、両脇が禰宜衆と年寄中という座次も見逃せない。

このように内宮の正月猿楽は、御師宅を拠点に町方を受け入れ先としており、特に勸進猿楽の場合は、宇治会合あげての取り組みで興行が打たれた。そして法楽能、勸進能いずれの場合も、猿楽太夫は、子良館へ七度半の使いを出し、対面儀礼を交わすことで演能を始めている。長官方は、上演を許可するのみで、興行にはほとんど関与していない。内宮猿楽は、町方＝宇治会合と子良館の連携によつて営まれていたわけだ。

外宮での翁猿楽と御頭神事

外宮での猿楽奉納は、内宮に先立ち正月三日（和谷）と四日（勝田）に、「御館橋」の前で演じられる。なお先にもふれたように、元は「北御門橋」の前だったが、「参宮往還ノ妨げ」になるため、御館橋に移したという。

演能前日の二日、和谷大夫は八日市の御師芳澤家に泊まる。

「齋宿入」とあるから、やはり翁面を祀り、祈禱などもしたにちがいない。ちなみに芳澤大夫は、和谷の在所を檀那場とする御師である。これは内宮方も同じで、御師の毎年の檀那場廻りによる地元とのつながりなくしては、神宮での猿楽奉納は実現できるはずもなかった。

明けて三日、芳澤大夫は使いを長官の宿館に出し、「例によって、舞台を賜りたい」と願い出る。許しが下り、宿館から出された能舞台を橋の上に据えろと、長官以下禰宜衆とその家族が見物する中、翁舞が奉納された。終つて長官から猿楽大夫に酒肴が出され、また富儀などは宿泊の御師亭に届けられた（これら饗応料を「坊入り」というのは、御師の家を「坊」と呼ぶのにちなむ）。最後に和谷大夫は長官の宿館前に行き、拝謝して帰参している。明くる四日は、勝田大夫が、獅子六舞と翁舞を奉納した。

以上見てきたように、内宮と外宮の正月猿楽は、同じ猿楽座が参向しての「例楽」だったが、奉納の形式はいくつかの点で異なっている。その第一は能舞台の「舞台板」で、内宮の場合、宇治会合の預かり・差配であるのに対し、外宮では長官の管轄であることだ。面白いのはその舞台板は、代々長官に伝えられる物で、長官に就任した時に引き継ぐという。また朽損した場合は、長官の差配で匠に修理させている。

ところで、外宮年中行事今式¹⁾には、「内・外二宮ノ神境」で猿楽などを行なう場合には、「先ズ奏楽ヲ一禰宜家ニ乞ヒ、一禰宜家許容セント欲セバ則チ、舞台板ヲ出入ス……」とある。これに従えば、両宮共に長官が認可のしるしに能舞台を出すことになるが、『内宮子良館雜事記』では、舞台は町方の管轄となっていた。もしかしたらこれは、町方の力が強くなつて

からの改変だろうか。

第二の違いは子良参与の有無で、『外宮年中行事今式』の正月猿楽記事に子良と子良館は登場していない。『外宮年中行事今式』よりずっと古い、貞享四年（一六八七）の『子良館奠式』正月の条にも書かれていないから、外宮の場合、子良と子良館は、当初から正月猿楽に関与していなかったとみなせよう。

しかし外宮の子良（館）は、正月の別の行事で重要な役割を演じていた。十五日に行なわれる「御頭神事」である。山田にある七つの神社の獅子頭を舞いながら廻していく、大掛かりでエネルギーシユな祭であった。御頭神事の由来ははっきりしないが、十六世紀に名前が見え、箕曲社の御頭には天文四年（一五三五）、茜社の御頭には永祿二年（一五五九）の銘があるなど、その成立は中世後期に遡る（ちなみに内宮でも、かつて法楽舎で御頭が舞われたが廃絶したという）。明治以前の祭の有様を、『宇治山田市史』²⁾によって紹介しておく。

御頭神事は、外宮前での奉納に始まる。十五日、獅子頭とその一行が「北御門橋」の手前に到着すると、七度半の使いが子良館に遣わされる。七度半目に子良と物忌父の二人が、橋の中央で御頭と対面し、子良が「含物」として夷扇を下賜すると、七つの社は順次に舞を出した。

メインとなるのは町中での祭で、御頭は若者や子供を引き連れ、三日間かけて特定の場所を舞い廻つてゆき、さらに氏子の家々を廻る。祭の間、御頭を安置する家を「御棚」といい、役職を「御棚役人」と称した。御頭が廻つてくると、人々は錢や餅を「含物」として獅子の口に載せるのがならわしで、御棚役人が集めた。御頭を迎える辻々では、正月の注連縄や

門飾りなどを円柱型に巻き、火を付けて燃やす。これを「積木」といい、御頭はその周りを三度廻った（ちなみに「積木」は、明治に入って禁止されている）。

御頭神事は、氏子が御柵からそれぞれの社までを往復しながら祈る「七度参り」「百度参り」の信仰行事や、猥雑な歌謡を歌いながら乱舞する「おかた踊り」を伴っていた。「其の氏子といふもの、此の祭に酩酊して、狂躍・譎言を事とすれば、他邦の人見て怪しめり」（『宮川夜話草』）。祭の最後は小田橋での「討祭り」で、御頭を被った者が白鞘の刀を抜いて四方を薙ぎ払い、幣で被い清めをし、幣を川に投じて終了する。

新年を迎えて邪気や魔を払う御頭神事は、中世以来の伝統と格式をもち、社ごとに舞人役の「一座」の家、鼓吹役の「楽頭」の家、「笛頭」の家があり、神事をとりしきる「結衆」の家筋もあった。

このように御頭神事は神宮とは関係のない祭なのだが、子良が神宮への挨拶儀礼（七度半の使い）を受け、祝儀に扇を下賜すると祭りが初まるのはもちろん、いくつかの御頭がつね日頃、子良館に保管されていた事実も見逃せない。盗難を恐れたからとの説もあるが、御頭は「山田の産神」（『外宮子良館奠式』）とみなされ、御神体に等しい祭具である。ただの保管場所ではあるまい。いずれにせよ子良館は町方と強い結びつきがあり、神宮と町方をなかだちする役割を担っていたわけだ。

七度半の使いといえば、三月十五日の白拍子の舞もあげられる。伊勢国一志郡小大和郷から舞姫と翁・姫の三人が外宮に来て、禰宜の宿館で奉納するのだが、その前にやはり子良

館へ七度半の使を出している（ただしこの舞は、天和三年一六八三に退転した）。

またいつからか、子良自身が、芸能的な役割を神宮の神事で演じる場合があった。例えば五月に井谷で行なわれる御田植神事である（『外宮年中行事今式』）。御田に下りた神楽役人が歌謡を歌い、三曲目が始まると、在地の一の長（熊鶴氏）が苗一株をとって物忌父に渡す。父から苗を受け取った子良は、田の上に三度投げ下ろした。袖の衣装に市女笠を被った子良は、早乙女にも紛う姿である。長官は参向しているが、御田を見下ろす西の山から御田植を「見分」するのみで、行事には関与していない。

以上で明らかのように外宮の子良は、内宮の子良館と猿楽の関係と同様に、神宮の「外」や山田の町からやって来る芸能者（祭り）を、対面儀礼を通して迎え入れる役目を担っていた。つまり子良館は、芸能（者）をなかだちに神宮の「内」と「外」が交わるフロント、神宮の出先機関という役割を果たしていたのだ。早乙女さながらの子良の姿が象徴するように、列座の被実修に始まる子良館の「神楽殿」化の要因を、経済的事情だけに求めることはできない。

伊勢猿楽座の神宮興行十五世紀中葉から後半。それは子良館と子良衆が山田三方の力を借りながら、古代以来の伝統と様式から離脱して新しい祈禱と活動の形式を探り、己れの延命と再生を図った転換期といってよい。子良館は芸能者のみならず、参拝人とあいまみえる祈禱へと変貌し、神と秘儀にのみ向いていた子良の顔は、「神楽」を通し人々に向けられていくことになったのである。

北御門口と子良館

さて正月猿楽の奉納と御頭神事で、子良館に七度半の使いが出された場所は、「北御門橋」の手前、また御頭神事で御頭と子良が対面したのも「北御門橋」の上であった。ここで、正殿の裏手「丑寅に当たる「北御門」という場所に注目したい。なぜなら「北御門」は、外宮神域のなかでも特別なポイントで、しかも子良館と密接なつながりをもっていたからだ。外宮の参道には、一の鳥居口と北御門口の二筋があったが、正式には一の鳥居口のみで、正殿裏の北御門口は、「裏の御門」や禰宜の「勝手道」と呼ばれ、勅使などの参詣には用いられなかった。しかし多くの参拝人は、一の鳥居口ではなく、北御門口を利用していく。

全国各地からやってきた道者は、必ず宮川の瀬を渡って伊勢に入った。この川は他国と神都の境で、船を下りると山田の御師の手代に出迎えられ、御師宅で饗応を受ける。そして御師らの案内で外宮を参拝するのだが、町中から外宮へ向う至近の道筋は、豊川にかかる「北御門橋」に通じていた。

『伊勢参宮名所図絵』「外宮宮中之図」を参照していただきたい(図2)。「北御門橋」の手前奥に立札が見える。そこには、「是より外宮宮中のため、下乗し、弓矢・刀槍などの兵具や仏具などを帯して入るを禁ず」など書かれていたはずだ。橋を渡つてすぐ左手に鎮座するのが「北御門社」である。手前の「小宮」は、北御門社の参拝人が多いために造られた拝殿だが、最初に詣でる場所なので、「一の宮」とも呼ばれるようになる。

「北御門は町方よりの行程近くで」、「凡そ参宮するには一の鳥居より入るべきを、便りよきゆへに、人皆北御門より参

入するなり。それゆへに一、二の鳥居に准じて、こゝに鳥居を設くるなるべし」(『伊勢参宮按内記』)。

かくして中世期に、おそらく参拝人の流れがくりだした動線に依るかたちで、「北の鳥居」が建てられた。そして図絵を見れば一目瞭然、北の鳥居のすぐ横に子良館が位置している(子良館に隣接して「御炊殿」「御白殿」の忌火屋殿がある)。ちなみに斎垣の横の道が「御饌道」で、この先に御饌殿が位置する。つまり子良館は、北御門口と一つのエリアをつくっていたのだ。

とすれば、芸能や祭りの奉納における「北御門橋」の意味がみてとれようか。先に述べたように、外宮猿楽の演能場所は北御門橋の手前であり、御頭神事の七度半の使いは、橋の手前と橋の上を往還して行われている。宮川が神都の入り口・関門なら、北御門は、町と神域の境、神域への入り口・関門であった。神域内に入ることの許されない芸能者が、神宮を遥拝し、芸能を奉納するに、「北御門橋」の手前、また橋の上ほどふさわしい場所はあるまい。しかも七度半の使いを出す子良館も至近の距離にある。

北御門口が膨大な数の参拝人を外宮へと導き、飲み込んでいったからこそ、すぐ前に北の鳥居を擁していたからこそ、子良館は、「列座の被」をあげる祈禱所・神楽殿として営むことができたにちがいない。『図絵』に描かれた子良館は、参道に面して開け放たれている。参拝人とじかに接し、祈禱や神楽を行なうのになつた様式といえよう。もちろんそれは、かつて防ぎの柵(「防往籬」)で覆われていた斎戒の館からすれば、大いなる変貌と言わざるをえないのだが。

また北御門コース最初の社「北御門社の役割もなかなか

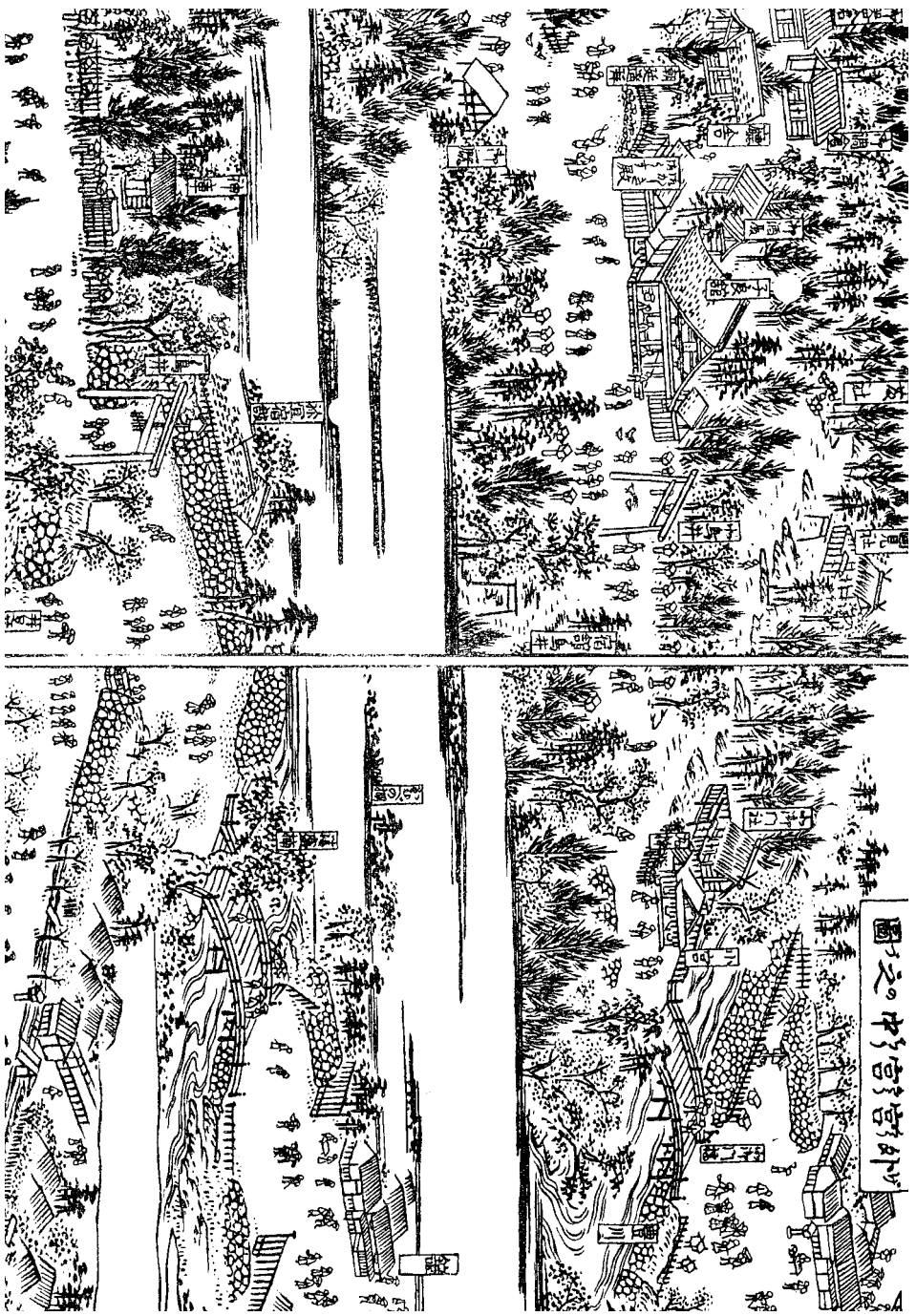


図2 「外宮中之図」(部分、『伊勢参宮名所図会』より)

- | | |
|------|---------------|
| 北御門橋 | 忌火屋殿(御火殿・御白殿) |
| 北御門社 | 御殿 |
| 小宮 | 禰豆の宿館 |
| 北鳥居 | 一の鳥居 |
| 子良館 | |

興味深い。中世以来、祭神は一定しないが、江戸期には道中の安全を守る神と信じられ、山田の者は旅に出るときここに詣で、暇乞いをするならわしがあつた。山田から外へ旅立つ者、山田の町から神域に入り、神拝する者。その境界が北御門で、社格は高くないのに別宮を凌ぐほど大きく立派な構えであつたのも、御師たちの寄進によりしばしば修造されたためである。北御門こそ、近世山田における参宮のシンボルといつてよい。「宮中火消番」の設置場所に「北御門」が入つていたのも頷ける。

ここで、禰宜の宿館の場所についても確認しておこうか。禰宜が一人だつた平安期は、「酒殿一院ノ内」(註)止由氣宮儀式帳)だつたが、員数が増える中、やがて子良館とさほど遠くない御厩の近くに移つた。さらに図右手の館町辺りに移り、十人の禰宜がそれぞれに館を構えていたが、万治元年(一六五八)の火災後の寛文三年(一六六三)、公議により、一の鳥居近くに官舎として建造されている。図絵で見るとよりも実際は、禰宜の宿館と子良館とは相当に離れていた。子良館が長官の管轄外になつたというのも、経済的制度的理由だけではなく、こつした地理的な関係も影響したはずだ。

禰宜の宿館にひきかえ子良館の場合、規模は縮小したとはいえ、古代以来一度たりと館の位置を変えていない。子良衆が日々御饌を供進する御饌殿は正殿の裏手にあり、その御饌を調備する忌火屋殿と子良の齋館は、御饌殿の近くであつてこそ、怠りなく奉仕ができるというものだ。私営化の道を辿り、たとえ建物がどれほど老朽化していたとしても。

ところで忌火屋殿と御饌殿を結ぶ御饌道で、「おゆげを聞く」占いが行なわれていたことは先に述べた。この占いが山

田の住人の知るところであつたのも今となつては納得がいく。「御厩」の辺りで身をひそめていた人々は、子良館に帰参する子良の挙動や声、また気配を感じ取る事ができたらう。御厩も子良館も、北御門口の参道に面していたのだから。

このように北御門そばの子良館は、神宮の「内」にありながら、顔の半分は「外」、つまり町方に向いており、神宮方とは相対的に独立したエリアを形成していた。参宮人のエネルギーに絶えず向き合い、また山田の人々の願いを汲み上げ、神に祈る。御祓・大麻はその祈りのあかしだ。毎月の列座の祓のみならず、個人の立願に応じた臨時の祈禱がだんだんに増えていったことだろう。かくして子良館は、まさに私祈禱の館・神楽殿としての性格を強く打ち出していく。しかし「近代」の到来によって、職掌ともども、そつした営みのすべては消滅するのではあるが。

終りに 最後の子良と神宮の「近代化」

明治元年七月、山田奉行は廃止、度会府が置かれ、十二月には宇治会合・山田三方は廃止された。翌二年(一八六九)に版籍奉還が施行、官制の改革で太政官・神祇官が設置され、度会府は度会県となる。なお明治四年の神宮制度の改正によつて、多くの伝統的な祭祀が廃絶され、正月恒例の翁猿楽も差し止めとなつている。

その年の三月、十七歳の明治天皇が神宮(内宮)に参拝した私幣を禁断した神宮だつたが、歴代天皇の初めての参拝といふことになる。ここに神宮と国家との新しい関係が始まつた。

この明治四年には荒木田氏・度会氏による神宮の世襲制も廃止され、新しい職制が制定されたが、これに先立つ明治三

年七月、御師職に対し神祇官より審問があった。御師職側は連名で文書を提出し、御師職の由来と役割を訴えたが、「師職並に諸国郡檀那と唱へ、御被配分致し候等之儀、一切停止せらるる事」(明治四年、神祇官)の決定を見る。

かくして御師職は廃止され、その抛り所にして最大の特権というべき御被・大麻の作製と頒布も禁止された。ここに檀家と御師の関係は消滅し、多数の旧御師たちは路頭に迷うことになったのである。次の記事は、「御師」を「押し売り」にかけて揶揄するなど、当時の風潮の一端を伝えている。

「神祇ノ道ニ却テ仏説ヲトリ入レ、不都合ノ仕来リナリシヲ、御改正ニヨツテ、純正ノ神職ヲ立テラレシハ、イト喜キ事ナリ。切伊勢ヨリ檀家ト唱へ、御被・曆ナド配ル事モ止ラレケル。然ニ当年モ例ノ如ク来テ、御被ハアゲマセ又ガ、曆ハ是非受ラルベシト云フ。諸人聞キテ、夫デハ御師売りナリと云々。」(明治四年十二月、『日要新聞』)

明治五年には、御被の作製と頒布は神宮司庁の管轄となった。神宮の権威の拡大と利益において、御被に勝るものはないわけで、それを奪取したわけだ。旧御師たちは神宮司庁に對して御被・大麻頒布権の復権を懇願したが、むろん受け入れられるはずはなく、涙金の支給で落着させられた。明治十三年には、度会郡長日比重知の仲介で内務省に直訴しようとしたが、これもかなわずに終わった。

御師制度の解体は、そのまま宇治山田の自治組織の解体を意味していた。参拝人の落とす金によって成り立っていた町はたちまちに活力を失い、失業者は町に溢れた。神仏分離の嵐と宗教制度の改革は全国に及んだが、伊勢ほどの大打撃を蒙った地域は他にあまりない。都市型の発展を遂げてきた自治

の町は、まさに死滅したのである。

むろん子良たちとて例外ではなかった。幼児が祭祀に關するのほけしからん、と大内人・小内人職と共に、物忌職(大物忌、物忌父、御母良)は廃止された。古代にはいくつもあった物忌職は時代の推移のなかでだんだんと減り、大物忌のみとなって数百年。最後の一人になりながらも聖童女の座にあつた子良(大子良子)は、「父」「母」と共にここに姿を消したのである……。

*

最後の子良の様子を伝える資料がある。『神宮を中心としたる御神楽を偲ぶ座談会』がそれで、昭和九年十一月に行なわれ、同十二月に活字化された。座談者の十八人は、「明治初年或いはそれ以前の神宮關係」を知る人間たちで、内容は、「神宮並に宇治、山田に於て行はれた神楽又は神事舞に關する、徳川末期乃至明治四年神宮御改正前後の奉仕談、或いは見聞談」である。

話し合ううちに、おぼろげな記憶は少しずつ鮮明になり、老人たちの言葉の向こうに、最後の子良や母良の姿が像を結んでくる。内宮では、鍵が子良館にお預けになっていたこと、十歳から十五歳位までの女の子で、「子良館に住み切りの様になつて居た」こと。子良館では参詣人の依頼を受けて、簡単な神楽をし、一座幾らの報酬を受けていたこと。

「何しろ、子良館の前は床が大分高う御座いまして、人間が立つと首だけ位が出る様な処でした。其の処では、鈴が幾個も、……それを俯向いて居る頭の上で振りまして、何事も言

葉はなかつた様ですが、それで御神樂が済むのです⁽¹⁾。

外宮では、子供が生まれて百日後の初参りに、子良館の前で鈴を振ってもらったこと、「子良館」という印があったこと、自分のひい婆さんが最後の母良だったという人(ただ外宮の場合、御母良は江戸末期には、男性の役となっていた。とすればこれは、副の姫だったか)。子良になる少女を、頼まれて二見の村に迎えに行ったことのある人等等……。

先にふれたように、子良は、由貴の大御饌の供進や心の御柱奉建など神宮祭祀の秘儀を特権的に担う存在であった。しかし時代の推移により、物忌父ともども、次第に祭祀と聖務の現場から排除されていく。もろろん、中世の即位法(タキニ天法)を美修した「狐狼」(狐娘)の俤はとうの昔にない。それでも朝夕の御饌の供進に奉仕することで、古代以来の聖童女の命脈をかるうじて守り伝えてきた。けれども戦乱期以降、子良館の辿った運命と共に子良は大いなる変貌を余儀なくされていった。鈴を付けた大麻を振る神樂子としての子良こそ、子良がみせた新しい、しかも最後の姿だったということができよう。

*

伊勢信仰最大の担い手「御師の足跡は、どんな山奥にも、いかなる辺境にも及んだ。神々の運搬は、そのまま商品経済と人々の流通であり、彼らは自己権力の確立と組織化によって、神都を都市型の町に変貌させたのである。それに対し、神宮の聖なる申し子といふべき子良は、どこまでも子良館に緊縛されてはいた。しかし伝統的な聖務の外に自らを押し出

すことで、神宮の外縁、聖と俗の敷居に立つて、落日前の伊勢信仰を支えることになる。

皇祖神「天照大神の権威の下、国家の宗廟として私幣を禁じてきた伊勢神宮。にもかかわらず伊勢信仰の実質は、それとは無縁なところで形成されていったし、何よりも天皇の神宮参拝は明治天皇が最初だったという事実は、皮相、かつ暗示的である。静謐な秩序の殿堂と化した神宮の今の姿は、近代が押し付け、変形させた結果の抜け殻にすぎない。私幣禁断・三宝の忌避に象徴される禁忌の命題を、自ら反転させ、参宮という文化運動と伊勢神道というロゴスの運動を展開してきたのが神宮の歴史であった。ここに私を魅了してやまない、逆光の伊勢神宮(史)が像を結びはじめ。御師とも子良は、その前面に登場させるにふさわしい役割を演じてきたということができよう。

注

(1) 「詔刀師」⁽²⁾、また「祈禱師」の略とも言われる。普通は「おし」と発音するが、伊勢では他国の御師と区別して「おんし」と読んだ。伊勢御師の発生は平安末期の外宮方「山田」において認められる。正員の禰宜は内宮外宮それぞれ十人に限られていたが、やがて生まれた権禰宜は定員の規定もなく、生活上の必要のほか、禰宜と異なつて自由に活動できたことなどから、私祈禱を職掌とする御師になったと推測される。権禰宜の多くは五位の位階をもっていたので、御師は「大夫」号を名乗った。また御師には四つの階級があり、山田では、「神宮家」(正員の禰宜で御師)・三方家(三方会合の年寄で御師)・年寄家(町内の年寄で御師)・平御師(御師だけしている者)に分かれていた。御師の成立やその活動については、問題が多岐にわたるため、本稿では考察を省く。

(2) 大麻はお祓いをした神札のことで、包み紙には「天照皇大神宮」(内宮)、「豊受大神宮」(外宮)とあり、下に御師の名前が記してある。長方形の箱被上部が三角形の剣先被などがあった。

(3) 土産の最たる物が伊勢暦で、京都の陰陽家土御門家の暦を元に、山田の陰陽師が制作し、白人が板行した。彼らを「白人暦師」と云い、江戸末期には、

曆陰陽師三人、白人十一人いたという。伊勢曆は、京曆に「八十八夜」「二十十日」など独自の内容を加味しており、農民にとって農事暦としてなくてはならぬ物であった。大麻に添えてこの伊勢曆を頒布する件で、朝廷より番問があったが、こたなきを得ている。「神鏡は、常に天下泰平・五穀成就を専ら祈り奉れば、種まき・植付の時候を農家に知らしめ、其の時をたがへざらしめむ為、例として大麻に添え送り来れりと返答し奉れば、公にも祈禱に離れざる趣を庁達ありしぞと」(『宮川夜話草』)。

(4) 伊勢参宮に関しては、宮本常一『伊勢参宮』(教養文庫、社会思想社、一九七二)、西垣晴次『お伊勢まいり』(岩波新書、一九八三)をあげておく。

(5) 「外宮大物忌の子は、月事あるを期として解任せしを、寛延中、智彦の御執政の時に十二歳を限と定め玉ふ。十三歳は婚家の年なり」と(『続郷談』)。なお子良の補任・解任の儀式や生活のあらましについては、拙著『变成譜』(春秋社、一九九三年)第四章「異類と双身」を参照されたい。

(6) 「服ノ人・忌中并水ノ女等二言葉替フ。又寺院工入ルノ人、当日子良殿工入ル事ヲ禁ズ。但シ明王院・法楽舎ハ格別歟。疫病、痘疹、楊梅・瘡等、本人七十五日、介病人三十日ノ禁忌ノ内、子良殿工出入リ許サズ」(『内宮子良年中諸格雜事記』)。

子良の隔離された精進生活は、女子と男子の違いはあるが、諏訪の生き神大祝やその分身「神使の精進屋での生活と通じるものがある。拙稿「因われの聖童たち」諏訪祭政体の大祝と神使をめぐって」(いくつもの日本)排除の時空を超えて」所収、岩波書店、二〇〇二年)。

(7) 「世記(注・倭姫命世記)に載たる天の磐戸の鑰は、物忌預かるとあるに違はず、今正殿、東西宝殿、御饌殿、幣帛殿、北の御門の御鑰、子良の館にありて、遷宮并新嘗祭の時、御殿の御鑰に御鑰を合はずを、大子良の勤めとす」(『齋館隨筆』)。

(8) 遷宮の際、東の相殿(皇孫尊)の御神体を奉戴するのは、大物忌父の一鴈であった。なお別宮の遷宮に御神体を奉齎するのも物忌父の役目だったが、元享元年の高宮の遷宮から禰宜の役目となり、物忌父の奉仕の古法は、此の時より停止せらる(『齋館隨筆』)結果となった。

(9) 「亦古老口実伝に載せたる母良も、今は神宮の沙汰と成りて、時の長官、此の名を立て、其の勤めを賄ふ事に成りたり」(『齋館隨筆』)。「母良も亦子等ヲ扶く者ナリ。今猶内宮ニ八其ノ女ナリ。外宮ニ其ノ目ノ有ルト雖モ、男ニシテ御饌ノ米ヲ領スルナリ」(『句一百問答』)。

(10) 心の御柱の教理や祭祀については、拙稿「心の御柱考」その宗教的地位をめぐって」(『季刊自然と文化』三三三三号、一九九二年、日本ナショナルトラスト)を参照されたい。このほか、心の御柱と中世的世界」と題し、二五回の連載でくわしく論じた『春秋』三〇二丁三三三九号、春秋社、一九八八年十

月号)一九九二年六月号)。

(11) 注(10)拙稿「心の御柱と中世的世界」。「心の御柱祭祀(中)」心の御柱を立てる。参照。

(12) 御饌殿の様式のくわしい内容については、注(5)拙稿「異類と双身」参照。

(13) 拙著『中世神話』(岩波新書、一九九八)第一章「屹立する水の神」参照。

(14) 「有爾郷の土器作りの家凡て二百八十家、一家分を一かぶと云ふ。一カブ米五斗なり。今、長と云ふは其の中に二十四人、其の二十四人の中より六十歳以上の者一人を撰びて秘密の禰宜と云ふ。是鬘髪を剃ざる者なり。是三祭祀の秘密の物を作るなり。又其の中一人をみやもとの師と云ふ。此の二人、古の土器の物忌・陶作りの物忌の遺事なるべし」(『困爐問談』)。

「小児輩の諺に、うにのやしやどの烏帽子がかたいだと云ふは、有爾の長殿と云ふなり。土器作り役人の一鴈を彼の徒等称して長と云ふ。今猶然り。其の一人長となる日より鬘髪を剃らざるを式とす。昔一人其の長と為りて唯四日にて死にたり。是に由りて諺に祖父の鬘は七日にはえて十日にさらりと誦ひたるなり」(同右)。

(15) 祝詞は「ハツホノカヒノ、ユカモノトウ……」(初穂の願の由加物等)と長く唱えるもので、これも秘事に属する。注(5)拙稿参照。

(16) 寛正五年(一四六四)正月の条に、子良館二参ル。亦子良、予ノ館ニ来ル。其ノ次第恒ノ如シ」と見える。

(17) 鎌倉末期の外宮禰宜度会家行は、自著『神道簡要』に、当時の三禰宜「度会朝棟の「夢想」として次の記事を書き留めている。「初めに月輪を見ました。次に御池の端に、月輪のような絹を張ったものが浮かび、その中に阿字が書かれており、裏には和歌が書かれていました。あらはさば曇らむものか潔き心の影の映る鏡ぞ」。夢中の月輪は一種の種子曼荼羅である。この問題については、拙稿「靈的曼荼羅の現象学」中世神道の「発生」をめぐって」(『宗教への問い』3『私』の考古学)、岩波書店、二〇〇〇年)で考察した。

(18) 建礼門院門の産出のとき、二位殿(平徳子)が一条戻り橋の橋詰めで橋占をしたと伝えるのは、『源平盛衰記』である。

「十四、五計りの禿なる童部の十二人、西より東へ向って走りけるが、手を叩き同音に、榻は何榻、国王の榻・八重の潮路の波の寄せ榻」と四、五返うたひて橋を渡り、東を差して飛ぶが如くして失せにけり」(『源平盛衰記』第十九)。

この橋占と十二人の式神については、拙稿「使靈たちの世界」中世観山の十二神将をめぐって」(『日本の美術』三八一号、至文堂、一九九八年)参照。

(19) 注(5)拙稿「異類と双身」。

(20) 拙著『異神(上)』(ちくま学芸文庫、二〇〇三年)、第二章「摩多羅神の姿

態変換、参照。

②「三方とは山田十二郷を三分して支配したる時の名なり。上の郷を須原方といひ、中の郷を坂方といひ、下の郷を岩淵方といへり。此の上中下の三方の年寄ら集議することを三方会合といひし也。座次は時の出勤を先とし、当座の不動を後とし、さて年齢の長幼を以てして有位無位交座なり。」(『対問私言』)。

②「永享・嘉吉の比ほひより、神人と神役人との争闘起れり。これ神役人の家に博風作る事を許さざるを、若し犯す者あれば神人咎むるによりて確執始まりて、ついに合戦に及びしに、神役人勝ちければ、こゝに至りて度会氏は又衰えて、古来の姿は一変せり。」(『対問私言』巻の上)。

③「宮中觸穢中 朝夕ノ御饌供進セザルナリ」(『古老口実伝』)と規定されている。

④「釜占」で想起されるのは、上田秋成「吉備津の釜」で有名な吉備津彦神社である。子良館・御炊殿と反対に、「こちらでは「釜鳴り」は「吉」であった。「吉備津の宮の釜あり。参詣の人、事を試さんと欲する時は、釜前に黍盛を備へ、神官祝詞を申して後、柴を釜下に燃す。則ち釜の鳴る事、牛のほゆる声の如し。其の試み事、凶なれば鳴る事なし。吉なる時は鳴る事、爾の如し」(『神道名目類聚』六雑)。

竈殿に釜は二つあり、一つは御饌を炊く釜、もう一つが鳴る釜で、「あそめ」という遍二人が本殿の神前で立願の由を奏上したあと、釜占をした。「一人は東の釜にて、枯れたる松葉炊く、今一人は、その鼎に寄りて、上なる甑のうちにて、米振り散らせば、鳴りとどろく音す。こと果て、その散らせし米をかき寄せ、物に容れて、祝の前に持ちく。祝、それを紙に包み、直会として願主に得さす。」(『松の落ち葉』)。

⑤内宮の長官と竈の並々ならぬ関係を伺わせるのが、長官齋館の「御竈の間」である。押し入れのような秘密の扉の中に竈が安置されていたため、この部屋を御竈の間と呼んだ。この竈は長官が年賀に一度拝謁するだけの秘物で、他の禰宜は預かり知らぬ(『皇大神宮年中行事当時勤行次第私注』)といつのも興味をそそる。

⑥この問題については、注⑩「心の御柱と中世的世界」、『鼻帰書』をめぐって(一)「酒殿と弁才天」参照。

⑦「占木」を酒殿の前の置石に立て、夜半に月光を受けて占木が作る影の先端に「博士木」を立て、その間の長短を測ってその年の善悪を知る占いで、近世には「世だめし」と言われた。「歳穀の豊凶は即ち時世の盛衰なるか。故に世だめしと云ふなり」(『毎事問』)。「内宮子良年中諸格雜事記」では大物忌の子良が間の長さを計っており、この占事が物忌衆の管轄であったことが知られる。水量神事については、注⑫拙稿参照。

⑧熊野三山をはじめ、社寺が出した「牛王法印」の御神符。なかでも熊野の牛王法印は有名で、熊野権現の神使いの鳥が象形文字化されている。熊野詣を終えて都に帰る際に道者に配られたのは、強い除魔の機能があるとみなされたため。他にも牛王法印は、本文の事例の起請文のほか、さまざま用途に使用された。

⑨「各々白山権現の御前に一味の起請を書き、灰に焼きて神水に浮かべて飲む」(『源平盛衰記』)。神宮においても被を修したあと、その大麻を灰にして飲むことが行なわれていた(『毎事問』中)。

⑩「宮中火消請取所之事」は次のように制定されている。

- 一、本宮・古殿・東西宝殿四ヶ所 河崎船江人足八十人
- 一、御饌殿・外幣殿 中川原人足三十人
- 一、御殿三ヶ所御門 浜五郷人足六十人

- 一、子良館 長屋村人足三十人
- 一、北御門 高向村人足三十人
- 一、月読宮 王中島人足十五人

右山田ノ内、何方ニテモ火事相見候ハ、定ノ人足八所々へ年寄召シ連シ早速掛ケ付ケ、請取ノ御殿へ登リ、階梯ヲ掛ケ、水ヲ汲ミ、油断無ク相守リ申スヘキ事。」

⑪禰宜の宿館でも毎月、列座の被「天下のご祈禱を実修している。つまり禰宜の祈禱と二重の祈禱が行なわれていたことになる。また内宮子良館でも毎月一日に御夜を行なっている」(『内宮子良年中行事諸格雜事記』)。

⑫内宮の場合が異なる。内宮の子良館では、参詣人のために館に小竹をめぐらして大神楽を執行した(『毎事問』中)。

「かへさにかぐらす殿をみれば、鈴ふりをあり。立ちよりてかぐらたてまつ。そこにおさなき女子のあかきものきたる、おくのかたにあたり。かれは何のためにあるぞと、かたへの人にとへば、こはおくら子とて、むかしよりあるものなりといふ。おくら子といふ名こそ、のちの事ならぬ。けふいにしへに、子らのたちとてこゝにありしは、此のおくら子のあたる所なりけんかし」(『神の御蔭の日記』)。

⑬呪師の系統を引く猿楽で、世阿弥の『風姿花伝』には、「一、伊勢、主司二座」と見える。古くは、和屋(和合・莉田(勝田)の二座で、『氏経神事記』文明十八年正月の条に、「四日、呪師参る、和屋。五日、莉田。七日、今呪師」とあるように、新しく「今呪師」として「青字」が加わったが、この座はやがて絶えた。

「和屋」は伊勢国飯野郡和屋村の在住で、のちに「和谷」を、「莉田」は度会郡勝田村に転住してから「勝田」を名乗った。彼らが国司北畠氏の庇護の下に神宮に奉仕する「伊勢猿楽」として確立するのは、南北朝期の頃と推定

される。本論では紙幅の関係もあり、伊勢猿楽に關しては立ち入らない。基本本文として、『宇治山田市史・下巻』と『能勢朝治・能楽源流考』(岩波書店一九三八年)をあげておく。

34 法楽舎の隣りにあり、不動堂とも呼ばれた。以前は法楽舎の護摩堂だったが、慶長年中の再興時に別寺となった。内宮外宮双方にあった法楽舎については、注(10)拙稿「心の御柱と中世の世界」参照。

35 「御館橋とは即ち、禰宜宿館に往來の橋なり。猿楽は宮中に入れざる故に、此の処にて勤むるならん」(『神宮典略』)。

36 当時九の禰宜だった氏経は、法楽猿楽見物ノ為に長官から急がされて神事に従事、「神慮測り難シ」と記している。三年後の永享十年(一四三八)同じく荒祭宮祭礼の日のこと。八の禰宜の氏経に、定刻より早く参向せよとの使いが来た。理由を尋ねると、「宮益大夫ノ法楽猿楽ヲ見物スル為」です。早々に神事は終った。氏経は「希代ノ新儀ナリ。神慮恐レザルノ儀、努々例ト為スベカラズ」と嘆いている。この頃、猿楽奉納がしばしば演じられるようになり、人氣を博しつつあった消息が窺える。

37 昭和九年、和谷座の子孫は、翁猿楽を演じる前の潔齋について次のように語っている。

(和谷)私の家は正月三日に外宮の御鹽橋の付近で四日には内宮の明王院の庭で、能楽を六番つゝ奉納しました。それには充分な潔齋を要します。当日より一週間以前から婦人との同衾を禁じ、便器に鮑貝を用ゐて潔齋し、奉納の直前には、御面を献上し、終つて御酒を戴き、「翁」を奉納したと思ひます。(『神宮を中心としたる御神楽を偲ぶ座談会』)。

38 「七度半の使とは、使者七度は来り、八度の時に途中にて出合ふに由りて半と為るなり。旧しき事なれども、敢て正礼にも非ずして俗礼なるにや。二宮の祭儀には此の事なくして、獅子頭神事に子良館へ七度半の使等云ふ事あり。此切に頻りに呼び召くの義のみなり」(『田爐間談』)。

39 なお和谷座は、神宮末社の遷宮にも、「方壁」を奉納している。「方壁」については、「新・宗教芸能研究会」で、「翁の形態学」と題して報告した(二〇〇四年六月十三日)。「いずれ活字としてまとめる予定である」。

40 「毎年正月、北御門の能は、三日和谷大夫、四日勝田大夫。此の日長官より酒三升、海老一連、生鼠十二、小布の苜を出す例なり」(『田爐間談』)。

41 西根社、大社、藤社、今社、坂社、牛頭社、美乃社の七社、「毎正月十五日前後三日、山田市中処々に此の事あり。土人、産土祭と云ふ。昔は魔払なりとて簀を二ツ合せて獅子頭の形を作り、祭終れば焼き払ひしなり。今も隣郷には然せり」(『室川夜話草』)。

42 『外宮近年之年中行事・同引付』に見える天正十七年(一五八九)の記事に

よれば、四月一日に行なわれている。こちらでは長官も舞っており、内容もくわしいので、より古い形とみなせよう。

「長官前にて白拍子酌を請け取り申し候。舞あり。二殿三殿の前にて舞有り。長官てうしの前にて舞有り。権一座前にても舞有り。五献之時白拍子はじめ候て、長官前にて納め申し候」。

43 本文中にもあげたように、「凡ソ猿楽、陰陽師、商賈、錢剃ノ人等八、敢テ入ルコトヲ得ザレ」(『齋館式』)と規定されていたが、注記に「暮春、白拍子来ル有り八、制限ニ非ズ」と見え、唯一の例外であった。注(12)の記事で分かるように、長官宅の宴席で無礼講として舞われている。

44 「外宮は北御門口より進むて勝手御師の多きを以て、人皆近きを取て本式に拘らざる故に、自然と北御門口往來緊くして、本道の如くに見ゆるなり」(『毎事問』中)。

45 饗膳は、小豆餅・素糰・御飯の三品と決まっていた。旅火の穢三日なれども、遠國の人の穢の清まる日数を待ちがたき故に、三飯を隔つると云て、旅火三日を過ぎ意なりとも云ふ(『毎事問』上)という説も生まれている。なおこの三品は、山田三方の会合に初めて参加する者にも振舞われた。

46 享保十五年(一七三〇)に、物忌父が正殿内の「御飾り」のために、「昇殿」したのを禰宜側が指弾し、両者に争論が起つた。物忌父側は、康暦二年(一三八〇)の遷宮の際、御飾りに昇殿していた記録を提出し、「勅例」と主張している。これは一例で、禰宜側と物忌父は職掌や作法をめくりしばしば対立物忌父は、次第にその職掌を制限されていく。

47 中世の神宮に關しては、注の拙著『変成譜』、『中世神話』のほかにも、多角的に研究を進めてきた。代表的なものをあげておく。

「神話と呪物の構想力 中世伊勢神宮の隠された神をめくつて」(『思想』八七号、岩波書店、一九九一年九月)、「迷宮としての伊勢神宮 調書・高宮神鏡紛失事件」(『思想』八四四号、岩波書店、一九九四年一〇月)、「変貌する神々 靈覺者たちの中世へ」(『国文学・解釈と鑑賞』至文堂、一九九五年一月)、「事典 哲学の木」の「元」(『伊勢神道』などの項目)講談社、二〇〇二年)。

基本文献

本文中で引用・参照した主な文献を以下にあげる。なお引用に際しては、漢文は私に読み、片仮名の書き下し文とし、和文は、平仮名表記で統一した。

『止布氣宮儀式帳』・『皇大神宮儀式帳』(神道大系神宮篇所収)
『齋館隨筆』・『毎事問』・『田爐間談』(大神宮叢書・神宮隨筆大成) 前篇所収、臨川書店)

- 『神境紀談』・『宮川夜話草』・『対問私言』（大神宮叢書『神宮隨筆大成』後篇所収）
- 『太神宮參詣記』・『伊勢太神宮參詣記』・『宮川日記』・『伊勢參宮按内記』・『さかきのかをり』（大神宮叢書『神宮參詣記大成』所収）
- 『古老口実伝』・『御鎮座本紀』（大神宮叢書『度会神道大成』前篇所収）
- 『内宮子良年中諸格雜事記』・『豊受皇太神宮年中行事今式』・『外宮子良館奠式』（大神宮叢書『神宮年中行事大成』後篇所収）
- 『皇太神宮年中行事』・『氏経神事記』（大神宮叢書『神宮年中行事大成』前篇所収）
- 『御饌殿事類鈔』（大神宮叢書『神宮神事考証』中篇所収）
- 『外宮子良館旧記』・『内宮子良館記』（統群書類従・第一輯下）
- 『倭姫命世記』（岩波日本思想大系一九・中世神道論）
- 宇治山田市役所編発行『宇治山田市史』上下（昭和六十三年に国書刊行会により復刻）
- 『神宮を中心としたる御神楽を偲ぶ座談会』（神宮司庁、非売品）
- 『明治維新神仏分離史料』第六卷東海編（名著出版、昭和五九年）